

子ども版 障害福祉のしおり



鶴岡市障害者地域自立支援協議会

目次



1.相談窓口 P2～

2.ライフステージにおける支援体制 P3～

3.障害福祉サービスを使う時は？ P9～

4.手帳取得について P12～

- ・療育手帳 P13
- ・身体障害者手帳 P14
- ・精神保健福祉手帳 P14

5.医療費について P15～

- ・未熟児養育医療 P16
- ・重度心身障害(児)者医療 P17
- ・自立支援医療(育成医療) P18
- ・自立支援医療(精神通院医療) P19
- ・小児慢性特定疾患医療費助成制度 P20

6.手当について P21～

- ・障害児福祉手当 P22
- ・特別児童扶養手当 P22

7.就学・発達相談・療育について P23～

- ・就学に関わる相談先と小学校入学までのスケジュール P24～25
- ・母子保健事業(おやこ教室)(育児相談)(家庭訪問) P26
- ・親子教室 P27
- ・山形県立こども医療療育センター 庄内支所 P28
- ・山形県立こども医療療育センター(上山市) P29

8.施設入所について P30～

- ・福祉型障害児入所施設 P31
- ・医療型障害児入所施設 P32

9.在宅生活について P33～

- ・児童発達支援事業 P34
- ・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 P35
- ・放課後等デイサービス P36～37
- ・日中一時支援事業 P38～40
- ・短期入所(ショートステイ) P41
- ・病院レスパイト P42
- ・居宅介護(ホームヘルプ) P43
- ・移動支援 P44
- ・有償運送 移送サービス P44
- ・訪問入浴 P45
- ・親の会 家族会 P46

10.生活に必要なもの P47～

- ・紙おむつ購入費助成 P48
- ・補装具・日常生活用具 P49
- ・障害者扶養共済制度 P50

11.災害時に備えて P51

1.相談窓口

子ども総合相談窓口

鶴岡市泉町5-30
鶴岡市総合保健福祉センターにこ♥ふる
2F(子ども家庭支援センター内)
☎ 0235-35-1118
FAX 0235-25-2471

Q. 子どもも一緒に大丈夫？

A. もちろん大丈夫です。
子ども家庭支援センターや
あおば学園などには子どもが遊べる
スペースがあります。



お近くの児童館の児童厚生員、市の保健師や子育て支援員にも気軽に相談出来ますよ！

鶴岡市健康課母子保健係

鶴岡市泉町5-30
鶴岡市総合保健福祉センターにこ♥ふる1F
☎0235-35-0157
FAX 0235-25-7722



鶴岡市福祉課障害福祉係



鶴岡市役所
☎0235-35-1273
FAX 0235-25-9500

子ども家庭支援センター



鶴岡市泉町5-30
鶴岡市総合保健福祉センターにこ♥ふる2F
☎0235-25-2741
FAX 0235-25-2471

- 藤島庁舎 市民福祉課
☎0235-64-5806
- 羽黒庁舎 市民福祉課
☎0235-26-8774
- 櫛引庁舎 市民福祉課
☎0235-57-2116
- 朝日庁舎 市民福祉課
☎0235-53-2115
- 温海庁舎 市民福祉課
☎0235-43-4613

- ・あおば学園
- ・相談支援センターあおば



鶴岡市宝町18-50
☎0235-29-1502
FAX 0235-33-9900

鶴岡市障害者相談支援センター にこころ



鶴岡市泉町5-30
鶴岡市総合保健福祉センターにこ♥ふる2F
☎0235-25-2794
FAX 0235-25-2476

2. ライフステージにおける支援体制

誕生



6歳



12歳



15歳



18歳



肢体不自由

(重症心身障害も含む)

誕生



6歳



12歳



15歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

医療

①育成医療

②障害やそれに関連する疾病の治療

③一般的な疾病の診察や治療

乳幼児健診



4か月児・7か月児
1歳6か月児・3歳児健診

教育

児童発達支援

肢体不自由特別支援学校

・・・山形県立ゆきわり養護学校
(幼稚園・小学部・中学部・高等部)

小学校
(特別支援学級)

中学校
(特別支援学級)

高等学校

就労支援

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・就業・生活支援センター
- ・障害者相談支援センター
- ・国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練



《鶴岡市》

- ・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会
- ・福祉サービス利用支援（支給決定）

山形県立こども医療療育センター

- 医療型児童発達支援センター
- 医療型障がい児入所
- 親子入所

山形県立こども医療療育センター
庄内支所

- 診療部門
- 訓練部門
- 相談部門

医療機関

(小児科・整形外科)
・検査、診断



医療型障害児入所施設

- 療育
- 短期入所



生活支援

- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援
- 短期入所
- 移動支援事業所
- 訪問入浴事業所
- 有償・移送サービス



障害者支援施設

- グループホーム

- 生活介護事業所
- 機能訓練事業所
- 就労継続支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 地域活動支援センター

- ホームヘルパー事業所
- 日中一時支援事業所
- 短期入所
- 訪問入浴事業所

権利擁護

成年後見制度 日常生活自立支援事業

●山形県障がい福祉課……「障害者扶養共済制度」(1～3級)

視覚障害



医療

乳幼児健診

4か月児・7か月児
1歳6か月児・3歳児健診

教育

山形県立山形盲学校
(幼稚園・小学部・中学部・高等部・専攻科)

山形県立山形盲学校
 小学校 (特別支援学級) → 中学校 (特別支援学級) → 高等学校

児童発達支援

就労支援

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・就業・生活支援センター
- ・障害者相談支援センター
- ・国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練

＜鶴岡市＞

- ・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会
- ・福祉サービス利用支援（支給決定）

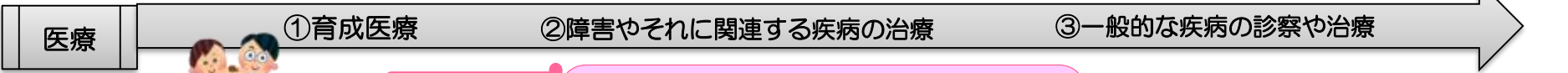
医療機関
(小児科・眼科)

・検査、診断

福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ●グループホーム
<p>訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行訓練 ●身辺処理・家事等の日常生活動作等の訓練 ●コミュニケーション訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護事業所 ●機能訓練事業所 ●就労継続支援事業所 ●就労移行支援事業所 ●地域活動支援センター
<p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後等デイサービス ●日中一時支援 ●短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームヘルパー事業所 ●日中一時支援事業所 ●短期入所 ●訪問入浴事業所
<p>社会参加促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補装具・日常生活用具 ●点字図書館 ●盲導犬 	<p>権利擁護</p> <p>成年後見制度 日常生活自立支援事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●移動支援事業所 ●有償・移送サービス 	

●山形県障がい福祉課……「障害者扶養共済制度」（1～3級）

聴覚障害



医療

乳幼児健診

4か月児・7か月児
1歳6か月児・3歳児健診

教育

聴覚障害特別支援学校・・・山形県立酒田特別支援学校 (幼稚園部・小学部・中学部)
・・・山形県立山形蠶学校 (幼稚園部・小学部・中学部・高等部・専攻科)

児童発達支援

小学校 (特別支援学級) 中学校 (特別支援学級) 高等学校

就労支援

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・就業・生活支援センター
- ・障害者相談支援センター
- ・国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練

＜鶴岡市＞

- ・相談支援・補装具・軽度中等度難聴児補聴器購入支援事業
- ・日常生活用具・自立支援協議会・福祉サービス利用支援（支給決定）

福祉型障害児入所施設 障害者支援施設

●短期入所

意思疎通支援事業

- 手話通訳
- 要約筆記の派遣

生活支援

- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援
- 短期入所
- 移動支援事業所 ●有償・移送サービス

●グループホーム

- 山形県聴覚障がい者 情報支援センター
- 生活介護事業所
- 機能訓練事業所
- 就労継続支援事業所
- 就労移行支援事業所
- ホームヘルパー事業所
- 日中一時支援事業所
- 短期入所
- 訪問入浴事業所
- 権利擁護**
成年後見制度 日常生活自立支援事業

医療機関
(産科・小児科・耳鼻科)

- 検査、診断

新生児聴覚スクリーニング検査

知的障害



医療

乳幼児健診

4か月児・7か月児
1歳6か月児・3歳児健診

教育

知的障害特別支援学校

- 山形県立鶴岡養護学校 (小学部・中学部・高等部)
- 山形県立鶴岡高等養護学校 (高等部)

児童発達支援

小学校 (特別支援学級) | 中学校 (特別支援学級) | 高等学校

就労支援

- ハローワーク
- 障害者職業センター
- 就業・生活支援センター
- 障害者相談支援センター
- 国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練

「鶴岡市」

- 相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会
- 福祉サービス利用支援 (支給決定)

山形県立こども医療療育センター

- 診療部門
- 訓練部門
- 相談部門

庄内 児童相談所
・検査、判定

山形県立こども医療療育センター 庄内支所

- 診療部門
- 訓練部門
- 相談部門

医療機関 (小児科)
・検査、診断

福祉型障害児入所施設

- 短期入所

生活支援

- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援
- 短期入所
- 移動支援事業所
- 有償・移送サービス

障害者支援施設

- グループホーム
- 生活介護事業所
- 就労継続支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 地域活動支援センター
- ホームヘルパー事業所
- 日中一時支援事業所
- 短期入所
- 訪問入浴事業所

権利擁護
成年後見制度 日常生活自立支援事業

発達障害

誕生



6歳



12歳



15歳



18歳



早期発見

早期療育

福祉と教育の連携

生活支援・就労支援

医療

①育成医療

②障害やそれに関連する疾病の治療

③一般的な疾病の診察や治療

乳幼児健診



4か月児・7か月児
1歳6か月児・3歳児健診

教育

児童発達支援



小学校
(通常の学級)
(自閉症・
情緒障害特別支援学級)

中学校
(通常の学級)
(自閉症・
情緒障害特別支援学級)

高等学校

就労支援

- ・ハローワーク
- ・障害者職業センター
- ・就業・生活支援センター
- ・障害者相談支援センター
- ・国立職業リハビリテーションセンターでの職業訓練



知的障害特別支援学校
(知的障害と発達障害を併せ有する児童生徒)
山形県立鶴岡養護学校(小学部・中学部・高等部)
山形県立鶴岡高等養護学校(高等部)

山形県立子ども医療療育センター

- 診療部門
- 訓練部門
- 相談部門
- 児童発達支援
- 発達障がい者支援センター

庄内
児童相談所
・検査、判定



山形県立子ども医療療育センター
庄内支所

- 診療部門
- 訓練部門
- 相談部門

医療機関
(小児科)
・検査、診断



《鶴岡市》

- ・相談支援・補装具・日常生活用具・自立支援協議会
- ・福祉サービス利用支援(支給決定)

福祉型障害児入所施設

障害者支援施設

●短期入所



生活支援

- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援
- タイムケア
- 短期入所

- 移動支援事業所
- 有償・移送サービス



●グループホーム

- 生活介護事業所
- 就労継続支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 地域活動支援センター

- ホームヘルパー事業所
- 日中一時支援事業所
- 短期入所
- 訪問入浴事業所

権利擁護

成年後見制度 日常生活自立支援事業

3.障害福祉サービスを使う時は？

- ◎放課後預かって欲しい。
- ◎冠婚葬祭等で一時的に預かって欲しい。

など・・・

そんな時はどうすればいいの？



◆◆サービスの使い方（相談支援利用の流れ）◆◆

①相談

新しくサービスを利用したい場合や困ったことがある場合は、相談支援事業所または市役所福祉課に行きましょう。利用したいサービスがある場合などは、サービス等利用計画を作成するために、相談支援事業所に行きましょう。相談支援事業所については次ページをご覧ください。

＜市役所＞での流れ

②申請

（書類提出）

- ・支給申請の為市役所福祉課に書類を申請します。事前に持ち物などの確認をするとスムーズに申請できます。

③支給決定

- ・サービス等利用計画に基づいて利用できるサービスの内容や量を決定します。
- ・利用できるサービス等の内容や量が記載された受給者証が届きます。

＜相談支援事業所＞での流れ

②契約する

- ・サービス等利用計画作成を依頼したい事業所から説明を受け、利用契約を結びます。

③見学や、サービス内容の相談

（サービス等利用計画案作成）

- ・相談支援専門員が自宅等に訪問して、これからの暮らしについてや利用したいサービスの内容などをお聞きします。それをもとにサービス等利用計画案の作成をします。

④サービス担当者会議

- ・相談支援専門員が受給者証やサービス等利用計画案にもとづいて利用できるサービス業者等を集めて会議を開きます。

サービス業者と契約し、利用開始となります。

◆◆サービス利用開始◆◆

相談支援事業所

◆◆相談出来るところ◆◆

事業者名	所在地	連絡先	対象
鶴岡市立あおば学園 相談支援センター あおば	〒997-0021 鶴岡市宝町18-50	☎0235-29-1502 (児) ☎0235-35-2399 (者) ☎080-2839-1732 (児) FAX 0235-33-9900	障害児 障害者
相談支援室 一柳	〒997-0056 鶴岡市中野京田字壹柳4-1	☎0235-35-0701 ☎090-6680-1872 FAX 0235-24-8582	障害児 障害者
鶴岡市障害者相談支援センター にこころ	〒997-0033 鶴岡市泉町5-30総合保健福祉 センターにこころ 2階	☎0235-25-2794 FAX 0235-25-2476	障害児 障害者
精神障害者地域生活支援センター 翔 (はばたき)	〒997-0857 鶴岡市美咲町26-1	☎0235-29-7088 FAX 0235-29-7073	障害者
障がい者相談支援センター ぱすてる	〒997-0046 鶴岡市みどり町1-19	☎0235-25-0080 FAX 0235-25-0080	障害者
相談支援事業所 つるおか	〒997-1132 鶴岡市柝屋字天保恵10-1	☎0235-35-1212 FAX 0235-35-1213	障害者
地域生活支援センターアスピア	〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目19-20	☎0235-22-9001 FAX 0235-64-0333	障害者
く〜たも相談室	〒997-0015 鶴岡市末広町5-22-201 B-3	☎0235-28-1877 FAX 0235-28-1877	障害児 障害者



4.手帳取得について



詳しくは・・・



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1273 (直通) (FAX 0235-25-9500)

もしくは 25-2111 (代表) 内線137・288

時間 8:30~17:15

またはお近くの地域庁舎市民福祉課まで

■藤島庁舎 市民福祉課 ■朝日庁舎 市民福祉課 ■櫛引庁舎 市民福祉課

☎0235-64-5806 ☎0235-53-2115 ☎0235-57-2116

■羽黒庁舎 市民福祉課 ■温海庁舎 市民福祉課

☎0235-26-8774 ☎0235-43-4613

療育手帳

知的障害のある方が各種福祉制度を利用するために必要な手帳です。年齢による制限はありませんが山形県ではおおむね3歳以上から判定しています。法律で制定された制度ではないため県や政令指定市で名称、取扱が異なります。

■新規申請

- ・療育手帳交付申請書（申請書用紙は市役所、地域庁舎にあります）
- ・顔写真・・・脱帽上半身 たて4cm×よこ3cmポラロイド不可、デジカメは写真専用紙に印刷
- ・母子手帳 ・おくすり手帳
- ・健康保険証
- ・成績表（ある方）
- ・直近の知能検査結果がわかるもの（ある方）

個人票を作成しますので出生時、幼令期、学齢期、成人期の状況を確認できる方に来ていただきます。判定は、18歳未満が児童相談所、18歳以上が知的障がい者更生相談所で行います。申請から手帳交付まで最短で2ヶ月、長いと3ヶ月以上となります。（判定検査を受けるのも時間がかかります。）

■程度確認

年齢等により程度確認が必要となります。
程度確認が近づくと市役所からご案内があります。

■程度

「A」重度と「B」中軽度の2段階



身体障害者手帳

身体障害者（児）が各種サービスを受けるために必要な手帳で、障害の重い順に1～6級の手帳が交付されます。

■新規申請

- ・診断書・・・身体障害者福祉法第15条指定医師の診断書
- ・身体障害者手帳交付申請書・・・申請者は15歳以上は本人、15歳未満は保護者となります。
（診断書・申請書用紙は市役所、地域庁舎にあります）
- ・顔写真・・・脱帽上半身（顔の大きさが2cm以上） たて4cm×よこ3cm
ポラロイド不可、デジカメは写真専用紙に印刷
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

精神保健福祉手帳

本人が17歳以下の場合は、必ず事前にご相談ください

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約があり、一定の精神状態にあると認定された方が対象となります。

■等級

障害の重い順に1級、2級、3級があります。

■新規申請

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・医師の診断書（初診から6ヶ月以上経て作成されたもの）
（診断書・申請書用紙は市役所、地域庁舎にあります）
- ・顔写真（任意）・・・脱帽上半身 たて4cm×よこ3cmポラロイド不可、デジカメは写真専用紙に印刷
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・身分証明書（本人・保護者）

※交付までの期間はおおよそ2ヶ月です。

■更新

2年毎に更新手続きが必要です。有効期限の3ヶ月前から更新申請できます。





5.医療費について





未熟児養育医療について



未熟児養育医療とは、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児（※）であって、医師が入院養育を必要と認める未熟児を対象として指定養育医療機関での入院養育に必要な医療の給付を行う制度です。診察、薬剤または治療材料の支給、移送の給付などを受けられません。（おむつ代、リネン代、差額ベッド代は対象外）（※出生時の体重が2000g以下か、一般機能、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸のいずれかに症状があるもの）

手続き方法は・・・

下記の書類を申請窓口へ提出していただきます。

【申請書類等】

- ①養育医療給付申請書【申請者本人が自署】
保護者の方が、必要事項を記入してください。
- ②養育医療意見書
指定養育医療機関の主治医から記入してもらいます。
- ③世帯調書
同居している家族全員（お子さん本人含む）について職業（勤務先）の欄まで記入してください。
保護者の方を含め大人の方全員のマイナンバーも記載してください。
- ④子育て支援医療充当依頼書【依頼者(申請者)本人が自署】
自己負担額に子育て医療給付から充当することを依頼するものです。
- ⑤同意書【同意者全員が自署】
世帯の市民税額に依じて自己負担額が決定されます。決定するために市が所得金額等の地方税情報を取得することに同意するということです。大人の方全員の自署が必要です。同住所で別世帯の方は、同意書(生計同一者用)の提出が必要です。
- ⑥低体重児出生届【申請者本人が自署】
保護者の方が、必要事項を記入してください。

申請時に必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・お子さんの健康保険証
- ・お子さんの子育て支援医療証



申請・相談窓口



鶴岡市国保年金課国保医療係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1292(直通)

もしくは 25-2111 内線124

(FAX 0235-25-2114)



重度心身障害(児)者医療について

外来や入院等の医療保険で支払う医療費の自己負担分を助成するものです。

18歳到達後の最初の3月31日までは、子育て支援医療給付制度の対象となります。

※18歳到達後の最初の4月1日以降、申請が必要です。医療証の資格取得日は申請月の初日となります。

■対象となる方

以下のいずれかに該当し、
市民税所得割額が23万5千円未満の方

- 身体障害者手帳（1級または2級）を所持している方
- 療育手帳（A）を所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方
- 特別児童扶養手当（1級）支給対象児童等

■助成内容

本人及び扶養義務者の前年の所得に所得税が課せられている場合は1割負担、非課税の場合は全額を助成します。
（但し、入院時食事代等は自己負担となります）

申請時に必要なもの

- 対象者の健康保険証
- 印鑑（加入保険が国民健康保険の方）
- 身体障害者手帳や療育手帳などの障害の程度を示すもの
- 手続き者の本人確認書類

<転入者の場合>

本人及び扶養者の前年の所得及び控除額を証明するもの
（源泉徴収票、確定申告書の写し、各種控除額の明細が記載されている所得証明等）



申請・相談窓口



鶴岡市国保年金課国保医療係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1292(直通)

もしくは 25-2111 内線124・128

(FAX 0235-25-2114)

またはお近くの庁舎市民福祉課まで

■藤島庁舎市民福祉課

☎0235-64-5806

■羽黒庁舎市民福祉課

☎0235-26-8774

■楡引庁舎市民福祉課

☎0235-57-2116

■朝日庁舎市民福祉課

☎0235-53-2115

■温海庁舎市民福祉課

☎0235-43-4614

自立支援医療（育成医療）について



指定医療機関が最初の窓口となります

身体の障害を除去、軽減する手術等の治療で更生のために必要な医療費の支給を行うものです。医療保険の範囲で医療費が軽減され、自己負担は原則として医療費の1割となります。

■対象となる方

県内に居住する18歳未満の児童で、次に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童であって、手術等により確実な治療効果が期待できる方

■対象となる疾患

- 1 肢体不自由によるもの
- 2 視覚障害によるもの
- 3 聴覚、平衡機能障害によるもの
- 4 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- 5 心臓障害によるもの
- 6 腎臓機能障害によるもの
※ 腎臓障害に対する慢性透析療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法についても対象となります。
- 7 小腸機能障害によるもの
- 8 その他内臓障害によるもの（先天性のものに限る）
※ 5～8については、手術により将来生活能力を得る見込みのある場合に限ることとし、内科的治療のみの場合は対象外となります。
- 9 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの
- 10 肝機能障害

申請時に必要なもの〈事前申請が原則〉

- ・ 自立支援医療費(育成)支給認定申請書
 - ・ 育成医療意見書（指定医療機関によるもの）
 - ・ 保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のうちいずれか1点（同じ保険に加入している家族全員分）
 - ・ マイナンバーカードまたは通知カード
 - ・ 障害児福祉手当・特別児童扶養手当の振込通知書の写しなど（同じ医療保険に加入している方全員が非課税の場合）
- 課税状況により負担上限月額が設定されます。



申請・相談窓口



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1273(直通)

もしくは 25-2111 内線 288

(FAX 0235-25-9500)

またはお近くの庁舎市民福祉課まで

■ 藤島庁舎市民福祉課

☎0235-64-5806

■ 羽黒庁舎市民福祉課

☎0235-26-8774

■ 榎引庁舎市民福祉課

☎0235-57-2116

■ 朝日庁舎市民福祉課

☎0235-53-2115

■ 温海庁舎市民福祉課

☎0235-43-4613

自立支援医療（精神通院医療）について



指定医療機関が最初の窓口となります

通院による精神医療を継続的に要する病状である方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。医療保険の範囲で医療費が軽減され、自己負担は原則として医療費の1割となります。

■対象となる方

精神疾患（てんかんを含む）を有する方

■対象となる精神疾患

- 1 病状性を含む器質性精神障害
- 2 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- 3 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- 4 気分障害
- 5 てんかん
- 6 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- 7 生理的障害及び身体要因に関連した行動性症候群
- 8 成人の人格及び行動の障害
- 9 精神遅滞
- 10 心理的発達の障害
- 11 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

申請時に必要なもの《事前申請が原則》

- ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・精神通院医療診断書
- ・同意書
- ・保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書のうちいずれか1点（同じ保険に加入している家族全員分）
- ・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の振込通知書の写しなど（同じ医療保険に加入している方全員が非課税の場合）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

■課税状況により負担上限月額が設定されます。



申請・相談窓口



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1273(直通)

もしくは 25-2111 内線288・198

(FAX 0235-25-9500)

またはお近くの庁舎市民福祉課まで

■藤島庁舎市民福祉課

☎0235-64-5806

■羽黒庁舎市民福祉課

☎0235-26-8774

■櫛引庁舎市民福祉課

☎0235-57-2116

■朝日庁舎市民福祉課

☎0235-53-2115

■温海庁舎市民福祉課

☎0235-43-4613

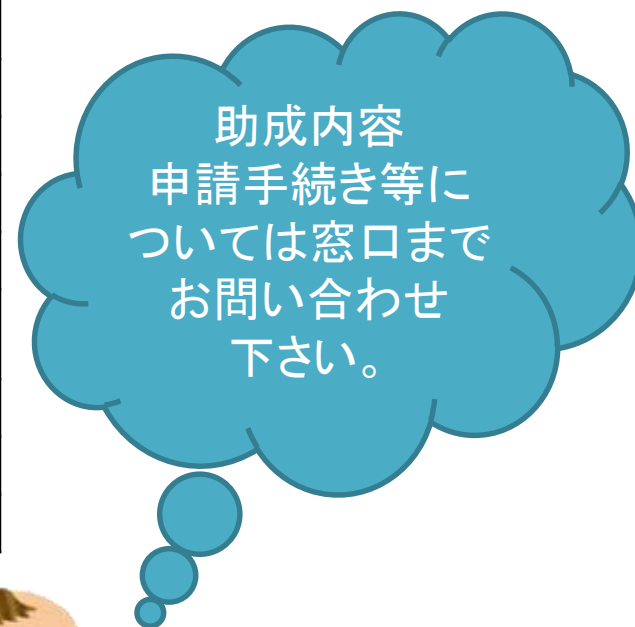
小児慢性特定疾病医療費助成制度について

この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担の一部を助成する制度です。

■対象となる方 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の方が対象です。ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の方も対象となります。

■対象となる疾患 対象となる疾病や認定基準などの詳しい情報は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご覧いただけます。

対象疾患群			
1	悪性新生物	9	血液疾患
2	慢性腎疾患	10	免疫疾患
3	慢性呼吸器疾患	11	神経・筋疾患
4	慢性心疾患	12	慢性消化器疾患
5	内分泌疾患	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
6	膠原病	14	皮膚疾患
7	糖尿病	15	骨系統疾患
8	先天性代謝異常	16	脈管系疾患



申請・相談窓口



庄内保健所 子ども家庭支援課（保健支援担当）
（庄内総合支庁）

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1

☎0235-66-5674（FAX 0235-66-4053）





6.手当について



障害児福祉手当

身体又は精神の著しい重度の障害のため常時介護を必要とする20歳未満（概ね3歳以上20歳未満）の在宅の障害児で次のいずれにも該当している方に支給します。

対象児童の目安

- ①施設（児童福祉施設、身体障害者援護施設等）に入所していないこと
- ②本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

支給月額

15,690円

（2月・5月・8月・11月の各月に、前月までの分を支給）



申請は・・・



鶴岡市福祉課障害福祉係
またはお近くの地域庁舎市民福祉課まで

特別児童扶養手当

精神、又は身体に障害のある20歳未満の児童を育てている父母、又は父母にかわって養育している方で次の要件を満たしている方

- ①児童が施設（児童福祉施設、身体障害者援護施設等）に入所していないこと
- ②本人及び扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと
- ③児童が障害のために公的年金を受給していないこと

支給額

1級 月額 55,350円

2級 月額 36,860円

（4月・8月・11月の各月に、前月までの分を支給）



申請は・・・



鶴岡市子育て推進課
またはお近くの地域庁舎市民福祉課まで



7.就学・発達相談・療育について



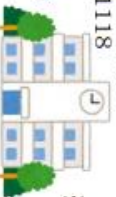
お子さんの就学しゅうがくに関する相談先と令和7年4月小学校入学までのスケジュール

■ 就学に関する相談先 ■

【 鶴岡市の相談機関 】

- ①鶴岡市教育委員会 学校教育課 (榑引庁舎3F)
指導係(就学、教育、学校に関して) **TEL 57-4864**
 学事保健係(制度、転居等に関して) **TEL 57-4865**
 教育相談センター(発達に関して) **TEL 23-9351**

- ②鶴岡市役所 関係課 (本庁舎1にこのふる)
 (福祉課、子育て推進課、子ども家庭センター)
TEL 25-2111(代表)
TEL 35-1118
 ③子ども総合相談窓口
TEL 023-654-6060(県教育センター内)
 ④おはなしルーム(榑引庁舎1F市民福祉課)
TEL 57-2116
 (ことばに関して)



【 県の相談機関 】

- ①地域教育相談窓口(朝陽二小 校内)(ことばに関して)
 (月)～(水) 9:00～16:00
TEL 25-9460



- ②山形県教育委員会 にここ相談
 年3回 6/12(水) 9/24(火)
 11/27(水)
 1か月前を目安に要事前申込(就学相談)
TEL 023-654-6060(県教育センター内)
 ※ 3回とも鶴岡養護学校が会場

■ 入学までの流れ ■

5月ころ
園からこのプリントを受け取ります。

6月21日(金) **鶴岡市就学相談会①**
 7月29日(月) **鶴岡市就学相談会②**

9月上旬
就学時健康診断の案内はかきか
 9月1日時点での住所に届きます。
 8月1日付広報「つるおか」、鶴岡市
 ホームページにも、日程等を掲載します。

9～10月
就学時健康診断
 再検査の場合もあります。(10月～)
 遅くとも1月まで

2月上旬まで
就学先(入学する小学校)の決定

市立小学校入学通知(はかき)または
 県立特別支援学校入学通知(はかき)が
 ご自宅に届きます。

2月ころ(入学する学校によって日ごちは違います)

小学校の入学(保護者)説明会に参加し
 ます。事前に小学校から案内が届きます。
入学式まで
 入学に向けた準備をします。必要に応じて、学校と個別に打合わせ等を行います。

入学式 おめでとうございます！



★ 就学時健康診断とは ★

- ・法律で決まっています。来年度、小学校に入学予定のお子さん全員が受ける健康診断です。
- ・案内はかきに記載された期日および会場(小学校等)で、**健康診断**(内科、耳鼻科、眼科、歯科)と**聴覚知能検査**を受けます。案内はかきに必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
- ※ご都合等で、当日受診できなかった場合は、**10月23日(水)午後 にこのふる**にて受診することができます。
- ※事前にご連絡ください。
- ※今後転居予定がある場合でも、指定された会場にて受診ください。
- ※この検査と行動観察により、再検査をお勧めする場合があります。(その場合電話連絡いたします。)



◆ 教育委員会では ◆

- 随時**
- ◇担当が各園を訪問し、お子さんの園での様子を観察させていただきます。
 - ◇ご相談に応じ、理解面や行動面の特性を理解できる、**知能検査**も受け付けます。(就学時健康診断の前後問われます。鶴岡市教育相談センターや鶴岡養護学校で実施)

鶴岡市就学支援委員会

一人一人の
 望ましい就学先について検討します。

- ◇就学先の通常学校や特別支援学校とも相談を進めます。
- ◇「ことば」については、該当の方へ、**再検査**をお勧めします。(通知を送付します)



～ お子さんの様子で気になることはありませんか？ ～

お子さんの成長につながる学びの場について、いっしょに考えます

- ▶ 学びの場はいくつもあります。
- ▶ 発達の状態に遅れや偏りかみられたり、
- ▶ 心身に障がいがあったりする子どもたちの就学先について、
- ▶ 保護者のみなさんや専門家の方々と相談し、慎重に決めていきます。

■ 鶴岡市の特別支援教育 ■



保護者の安心
障がいのある児童生徒
及び保護者のみなさん
とともに学び支援します



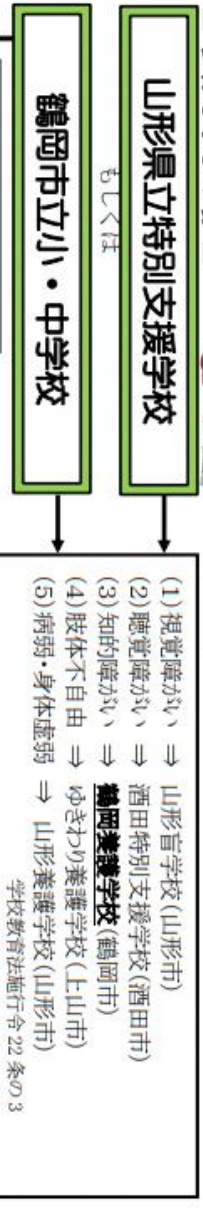
子どもの成長・発達
障がいのある児童生徒
の理解と支援の充実
に努めます



教職員の指導力向上
研修等の充実を図り、
チームで支援します



■ 多様な学びの場 ■



山形県立特別支援学校
もしくは

鶴岡市立小・中学校

特別支援学級
どちらもお住まいの学区に設置

- (1) 知的障がい ⇒ 知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で、日常生活で援助が必要
- (2) 自閉症・情緒障がい ⇒ 他との意思疎通及び対人関係の形成が難しい
- (3) 肢体不自由 ⇒ 補装具による歩行など、日常生活の基本的動作が難しい(脳性麻痺、ペルナス病等)
- (4) 病弱・身体虚弱 ⇒ 慢性の呼吸器疾患等、継続して医療機関との連携や生活規制が必要
- (5) 視覚障がい ⇒ 拡大鏡等によっても、通常の文字等の認識が難しい
- (6) 聴覚障がい ⇒ 補聴器等によっても、通常の話し声の理解が難しい

着席して授業を受け
ることができ、学年
相応の教科の学習
が可能



通級指導教室
学区の通常学級に在籍しながら
通うことができます

- (1) 「ことばの教室」
朝暁二小・朝暁四小・撤引東小 に設置
⇒ ことばの発達のみ遅れがある場合、他校から通級できます
- (2) 「LD・ADHD・通級指導教室」；**朝暁三小・朝暁六小** に設置
⇒ LD・ADHD・自閉スペクトラム症・情緒障がいの診断(疑い)がある、朝暁三小・朝暁六小の児童が通級できます


■ 特別支援学級の見学 ■

お住まいの学区の小学校(特別支援学級等)見学もできます。鶴岡市教育委員会学校教育課に事前にご連絡ください。



就学に関わる教育相談は、
随時、行っております。
ご連絡ください。

鶴岡市教育委員会学校教育課
Tel: 57-4864

名称	内容
<p>おやこ教室</p> 	<p>【対象】 ことばが出ない・名前を呼ばれても振り向かない。常に動き回り落ち着きがないなど、子どもの発達について心配している保護者</p> <p>【回数】 年8回開催 要予約</p> <p>【会場】 総合保健福祉センターにこ♥ふる</p> <p>【内容】 あそびと相談を交えながら、保育士、保健師がお話をうかがいます。家庭や保育園などでの関わり方や今後について個別に対応します。</p> <p>【スタッフ】 保健師、保育士（発達支援担当）</p>
<p>育児相談</p>	<p>【対象】 子育てをしている保護者、家族</p> <p>【日時】 詳しくは、健康課まで問い合わせください。</p> <p>【会場】 各地区コミュニティセンターや子育て支援センター等で開催しています。</p> <p>【内容】 相談、身体計測</p> <p>【担当】 地区担当保健師</p>
<p>家庭訪問</p>	<p>【対象】 子育てをしている保護者、家族</p> <p>【担当】 地区担当保健師等</p> <p>詳しくは、健康課まで問い合わせください。</p>

親子教室

- 私が子どもの特性を知ってこれから関わる人たちに伝達していきたいな。
- 親子一緒に通いたいな。
- 保育園には入れるのかなあ。
- 環境が変わるたびに親子ともドキドキ。慣れるまで不安。
- 子どもたちの中で、どんな表情で遊んでいるのかな？
- 一人で悩んでばかりでなく、何でも話せるお母さんや先生が側にいてほしい。
- お母さん同士の友達がほしいな。

そんな方は・・・
まずは相談！
 (未就学児が対象です)



名称	内容	問い合わせ
<p><親子療育支援教室></p> <ul style="list-style-type: none"> • にこにこクラブ • ステップ <p>* 個別の親子療育支援教室「にこ・プチ」「ステップ・ミニ」も行っています。各教室、3～4名受け入れ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 会員となり5月～2月までの月1回通級（年10回） • 対象…鶴岡市在住の未就学児クラスのお子さん。 鶴岡市健康課主催のおやこ教室、子ども家庭支援センターの発達相談で紹介されたお子さんとその家族。 • 会員となり8月～1月までの月1回通級（年6回） • 対象…鶴岡市在住の3歳以上児クラスのお子さん。 発達障がい等の診断がある、または、発達検査を受けていて、個別の配慮が必要と診断されているお子さんとその家族。 子ども家庭支援センターの発達相談からの紹介が必要。 • 内容…お子さん一人一人に合わせた関わりを、家族と一緒に共有していく教室です。教室を通して、お子さんの好きなこと、できること、一人一人が持っている可能性をたくさん見つけ、家庭や園に活かせるようにお手伝いしていきます。 	<p>鶴岡市立南部保育園 鶴岡市陽光町9-32 ☎0235-22-0527 FAX0235-26-7523</p> <p>鶴岡市子ども家庭支援センター 鶴岡市泉町5-30 鶴岡市総合保健福祉センター (にこ♥ふる) 2F ☎0235-25-2741 FAX0235-25-2471</p>
親子教室	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月第3水曜日 9:00～13:00（年12回） • 対象…原則としてあおば学園小集団保育に通園しているお子さんとそのご家族。 通所受給者証の申請が必要です。 • 内容…小さな集団や個別での活動を通して、お子さんの成長発達をお家の方と一緒に確認し合います。保護者同士の交流や情報交換の場として利用できます。親子一緒に給食を食べます。 	<p>あおば学園 鶴岡市宝町18-50 ☎0235-29-1502 FAX0235-33-9900</p>
おやこ ほっとクラブ	<ul style="list-style-type: none"> • 5月～2月までの月1回土曜日 9:30～11:30（年10回） • 対象…原則として普段は保育園・幼稚園に通っているお子さんとそのご家族。 通所受給者証の申請が必要です。 • 内容…小さな集団や個別での保育活動や行事を通じ、親子で楽しく遊びます。保護者同士の交流や懇談会、研修会などの情報を提供します。 	<p>あおば学園 鶴岡市宝町18-50 ☎0235-29-1502 FAX0235-33-9900</p>

山形県立こども医療療育センター庄内支所

〒997-0013 山形県鶴岡市道形町49-21

電話：0235-23-4584

FAX：0235-23-4595

事業概要

こども医療療育センター庄内支所は、庄内地域の障がい児の在宅支援拠点施設として、主に肢体不自由児をはじめことばや知的な発育に遅れのあるすべての障がい児の通院による療育、訓練に重点を置いた施設です。

診療部門

診療科目	診療日	診療時間
内科 (リハビリ前診察)	月曜日～金曜日	8:30～17:15
小児科	第1・3火曜日	10:00～16:00
	第1・3・5金曜日	10:00～17:00
整形外科	第2・4金曜日	10:00～15:00
歯科	火・水曜日	10:00～15:30
	第1・3金曜日	10:00～17:00

- ・原則予約制です。(受付時間 8:30～17:15)
- ・休診日：土・日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)

リハビリ部門

訓練科目	診療日	訓練時間
理学療法	月曜日～金曜日	8:50～17:05
作業療法		
言語聴覚療法		

- ・リハビリ前に、内科の診察があります。

相談部門

障害児に関する各種相談、情報提供や関連機関との調整を行っています。
(月曜日～金曜日9:00～16:00)



山形県立こども医療療育センター

〒999-3145 山形県上市市河崎3丁目7-1
センター相談窓口・診療予約：☎023-673-3366 FAX023-673-3757
《開設時間》月～金 8：30～17：15（休み：土・日・祝日・年末年始）

●障がい児（者）サービス

医療型障がい児入所

入所して医療や療育を必要とする障がい児に対し、状態に応じた治療や看護、リハビリテーション、生活支援や発達支援などを行っています。また、特別支援学校と隣接しており、入所中に学校教育を受けられます。



《短期入所および日中一時支援》

在宅で障がい児（者）を介護しているご家族等が、疾病等の理由により家庭での介護が困難になった場合などに短期入所サービスを提供します。また、当センターと委託契約を結んだ市町村にお住まいの方は、日中一時支援（日帰りサービス）がご利用できます。

医療型・福祉型児童発達支援センター

からだが不自由なお子さんや、ことばや発達におくれのあるお子さんをそれぞれ対象に、保護者の方と一緒に通園していただきながら発達支援やリハビリテーションなどを行っています。



親子入所

からだに障がいのある乳幼児で、保護者とともに短期間入所することにより療育効果が得られる場合に、治療やリハビリテーションおよび療育支援を行っています。



事業概要

障がい児（者）の多様化する福祉ニーズに対し、医療・機能金銭・生活支援等の専門的機能を活用し、総合的な福祉サービスを提供することを目的としています。

●山形県発達障がい者支援センター

発達障がい児（者）やご家族が安心して暮らすことができるよう、発達障がいに関する問題や悩みについて相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、関係施設や関係機関と連携して支援しています。

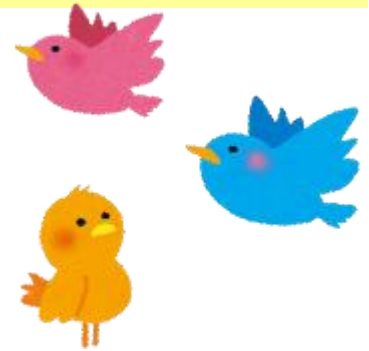
また、発達障がいに関する正しい理解や支援方法を広めるために、ホームページや広報誌などにより情報提供を行いながら、講演会や研修会なども開催しています。

発達障がいに関する相談・お問い合わせ

☎023-673-3314



8.施設入所について



福祉型障害児入所施設（山形県内）

施設名	所在地	連絡先	対象	入所以外の事業	療育相談
山形県立 鳥海学園	遊佐町藤崎字茂森14-178	☎0234-75-3334 FAX0234-75-3872	18歳未満の 障害児	★日中一時支援事業 ★短期入所事業	発達相談支援センター 「すてっぷ」 ・月～金 9:00～17:00 ・来所、電話相談どちらも可能
山形県立 最上学園	新庄市大字松本55-1	☎0233-22-1559 FAX0233-23-5266	18歳未満の 障害児	★日中一時支援事業 ★短期入所事業	療育相談支援センター 「陽だまり」 専用Tel0233-23-7567 ・月～金 9:00～17:00
山形県立 やまなみ学園	長井市今泉1812	☎0238-88-9311 FAX0238-88-9366	18歳未満の 障害児	★日中一時支援事業 ★短期入所事業	療育相談支援センター 「おあしす」 専用Tel0238-88-9312 ・月～金 9:00～17:00

＜利用のご案内＞

○入所について

各学園、各市町村児童福祉担当、山形県庄内児童相談所（☎0235-22-0790）又は、山形県福祉相談センター（中央児童相談所☎023-627-1195）へ直接ご相談下さい。

○短期入所について

市の福祉担当課に障害福祉サービス受給者証交付の申請をしていただく必要があります。
受給者証が交付された後、直接契約のお申込みをしていただきます。

→サービスの使い方（P10）をご覧ください。



医療型障害児入所施設 (山形県内)



医療型障害児入所施設とは？

医療型障害児入所施設は、児童福祉法による児童福祉施設としての機能と、医療法による病院としての機能を兼ね備えています。医療が必要なお子さんの日常生活を支えながら、看護、機能訓練、保育、生活指導などを行っていく総合的な療育の機関です。

◎国立病院機構山形病院

〒990-0876 山形市行才126-2
☎023-684-5566 FAX023-684-2519

◎山形県立こども医療療育センター

〒999-3145 上市市河崎3丁目7-1
☎023-673-3366 FAX023-673-3757

◎国立病院機構米沢病院

〒992-1202 米沢市大字三沢26100-1
☎0238-22-3210 FAX0238-22-6691



国立病院機構山形病院

18才までの障害児を対象とする「医療型障害児入所施設（指定発達医療機関）」による施設入所支援を行っています。利用定員は18才以上の障害者を対象とする「療養介護サービス」と合わせて100床を整備しています。（※児・者での定員区分はありません）主な対象障害は、「重症心身障がい児」です。また、県立山形養護学校が隣接されており、入院しながら学校教育を受けられます。

山形県立こども医療療育センター

入所して医療や療育を必要とする障がい児に対し、状態に応じた治療や看護、リハビリテーション、生活支援や発達支援などを行っています。
また、県立ゆきわり養護学校と隣接しており、入所中に学校教育を受けられます。



国立病院機構米沢病院

主に重症心身障がい児（者）を対象として、児童福祉法による「医療型障害児入所施設」（18歳未満）と障害者総合支援法による「療養介護」（18歳以上）を実施しております。

平成26年に重症心身障がい児（者）の病棟の建て替えを行い、I（愛）病棟とG（義）病棟で計120名の方のご利用が可能です。

山形県立米沢養護学校の訪問教育により、小学部から高等部まで学校教育を受けることができます。



9.在宅生活について



詳しくは・・・



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1273 (直通) (FAX 0235-25-9500)

もしくは 25-2111 (代表) 内線136・137

時間 8:30~17:15

またはお近くの地域庁舎市民福祉課まで

■藤島庁舎 市民福祉課

☎0235-64-5806

■羽黒庁舎 市民福祉課

☎0235-26-8774

■櫛引庁舎 市民福祉課

☎0235-57-2116

■朝日庁舎 市民福祉課

☎0235-53-2115

■温海庁舎 市民福祉課

☎0235-43-4613

児童発達支援事業

児童発達支援事業は、障害のある未就学児を対象とした通所訓練施設です。
 【利用出来る方】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

事業所名	所在地	連絡先	曜日・時間	送迎等
鶴岡市立あおば学園	鶴岡市宝町18-50	☎0235-29-1502 FAX 0235-33-9900	月～金曜日 8：00～16：00	送迎：あり (親子教室はP27を ご覧ください)
サポートセンターラブラドル	鶴岡市西茅原町14-23	☎0235-25-8110 FAX 0235-64-0799	月～金曜日 9：00～16：50	送迎：あり (鶴岡市、三川町) 重症心身障害児を 優先します
ラブラドルあさひ館	鶴岡市熊出字日鏡68-1	☎0235-53-3660	月～土曜日 9：00～17：00 (送迎時間を含む)	送迎：あり
森のメグシィ	鶴岡市高坂字杉ヶ沢72-33	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～金曜日 9：00～17：00	送迎：あり
キッズスクール メグシィ 日出教室	鶴岡市日出2丁目10-20	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～土曜日 9：00～17：00	送迎：あり 60分個別療育
エールメグシィ	鶴岡市ほなみ町1-3	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～金曜日 9：00～17：00	送迎：あり
障がい者支援ホーム のぞみの家	鶴岡市北茅原町5-54	☎0235-25-8335 FAX 0235-25-8336	月～土曜日 10：00～14：00	送迎：あり
Core kids	鶴岡市新形町10番28号	☎080-9631-8760 FAX 0235-64-1463	月～金曜日 平日10：00～12：00 休日10：00～17：00	あり (30分圏内)
ドレミファデイサービス	庄内町松陽三丁目1-5	☎0234-42-2455 FAX 0234-42-3855	月～土曜日 9：00～18：00 (送迎時間を含む)	送迎：あり

居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援事業は、障害のある18歳未満のお子さんの居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作などの訓練を行います。

【利用出来る方】外出することが困難な重症心身障害児

事業所名	所在地	連絡先	曜日・時間	備考
子ども訪問支援 やまごや	鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階A-3	☎0235-29-2117 FAX 050-3852-1225	月～金曜日 9:00～17:00	

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援事業は、障害のある18歳未満のお子さんが集団生活を営む施設*に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作などの訓練を行います。

【利用出来る方】専門的な支援が必要と認められた児童

※対象施設は・・・

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認めた施設となります。

事業所名	所在地	連絡先	曜日・時間	備考
子ども訪問支援 やまごや	鶴岡市末広町5番22-201号 マリカ西館2階A-3	☎0235-29-2117 FAX 050-3852-1225	月～金曜日 9:00～17:00	



放課後等 デイサービス

放課後等デイサービスは、主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障害児が学校の帰りや土曜日、日曜日、祭日などの学校休業日や夏休み、年末年始休みなどの長期休暇に利用する通所訓練施設です。

【利用出来る方】学校教育法第1条に規定している学校に就学しており、授業終了後または休業日に支援が必要と認められた児童

事業者名	所在地	連絡先	曜日・時間	送迎
サポートセンターラブラドル	鶴岡市西茅原町14-23	☎0235-25-8110 FAX 0235-64-0799	月～金曜日 9：00～16：50（学校休業日） 下校後～16：50（授業終了後）	あり （鶴岡市、三川町）
ラブラドルあさひ館	鶴岡市熊出字日鑑68-1	☎0235-53-3660	月～土曜日 9：00～17：00（学校休業日） 13：30～17：00（授業終了後）	あり
ドレミファデイサービス	庄内町松陽三丁目1-5	☎0234-42-2455 FAX 0234-42-3855	月～土曜日 9：00～18：00（学校休業日） 14：30～18：00（授業終了後）	あり
合同会社 ハウスカ	鶴岡市美原町17-17	☎0235-64-8910 FAX 0235-64-8911	月～土曜日 土・夏休み等9：30～17：00 平日14：00～18：00	要相談
合同会社 ハウスカ・キートス	鶴岡市道田町27-27	☎0235-64-8492 FAX 0235-64-8604	月～土曜日 土・夏休み等9：30～17：00 平日14：00～18：00	要相談
みんなのそら	鶴岡市宝田1丁目7-28-9	☎0235-24-6017 FAX 0235-64-0102	月～土曜日 8：00～19：00（学校休業日） 下校時間～19：00（授業終了後） 土曜日：9：00～18：00 祝日の一部：9：00～18：00	あり
みんなのそらにじ	鶴岡市茅原町27-12	☎0235-33-9898 FAX 0235-33-9899	月～土曜日 8：00～19：00（学校休業日） 下校時間～19：00（授業終了後） 土曜日：9：00～18：00 祝日の一部：9：00～18：00	あり

放課後等デイサービス（つづき）

事業者名	所在地	連絡先	曜日・時間	送迎
鶴岡市立 愛光園デイサービスセンター	鶴岡市藤沢字軽井沢68	☎0235-35-2903 FAX 0235-33-8555	月～土曜日 (第1・3・5土曜日休所) 9:00～17:00(学校休業日) 14:00～18:00(授業終了後)	あり (要相談)
森のメグシィ	鶴岡市高坂字杉ヶ沢72-33	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～金曜日 9:00～17:00(学校休業日) 下校時間～17:00 延長支援～19:00	あり
キッズスクール メグシィ 日出教室	鶴岡市日出2丁目10-20	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～土曜日 9:00～17:00(学校休業日) 下校時間～17:00 延長支援～19:00	あり
エール メグシィ	鶴岡市ほなみ町1-3	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	月～金曜日 9:00～17:00(学校休業日) 下校時間～17:00 延長支援～19:00	あり
月山福祉会 アトリエ	鶴岡市中野京田字吉柳4-1	☎0235-24-8541 FAX 0235-24-8582	月～土曜日 9:30～18:00(学校休業日) 13:30～18:30(授業終了後)	通常、鶴岡市・三川町 その他 要相談
障がい者支援ホーム のぞみの家	鶴岡市北茅原町5-54	☎0235-25-8335 FAX 0235-25-8336	月～土曜日 10:00～17:30(学校休業日) 14:00～17:30(授業終了後)	あり
Core kids	鶴岡市新形町10番28号	☎080-9631-8760 FAX 0235-64-1463	月～金曜日 10:00～17:00(学校休業日) 13:00～18:00(授業終了後) 19:00までお預かり可能	あり (30分圏内)

日中一時支援事業

(タイムケア)

日中一時支援事業は、仕事の都合や、一時的な休息などを目的とした宿泊を伴わないサービスです。

詳細につきましては各事業所にお問い合わせください。



Q.タイムケアって？

A：障害児につき、日中の一定時間（おおむね2時間以上）を障害者支援施設等に入所させ、個別支援計画に基づき日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、医療的ケアその他の便宜を供与するものです。また、登校前の朝の預かりが可能な事業所もあります。（備考欄※の事業所）

事業者名	所在地	連絡先	対象	備考
サポートセンター ラブラドル	鶴岡市西茅原町14-23	☎0235-25-8110 FAX 0235-64-0799	小中高校生	※
ドレミファデイサービス	庄内町松陽三丁目1番地の4	☎0234-42-2455 FAX 0234-42-3855	小中高校生	※
鶴岡市立あおば学園	鶴岡市宝町18-50	☎0235-29-1502 FAX 0235-33-9900	就学前児童 月～金 15：00～18：00	
愛光園 デイサービスセンター	鶴岡市藤沢字軽井沢68	☎0235-35-2903 FAX 0235-33-8555	小中高校生 (鶴岡市在住)	
月山福祉会 アトリエ	鶴岡市中野京田字巻柳4-1	☎0235-24-8541 FAX 0235-24-8582	小中高生	※ 登校前2時間未満のみ タイムケア実施
みんなのそら	鶴岡市宝田一丁目7-28-9	☎0235-24-6017 FAX 0235-64-0102	小中高生	
障がい者支援ホーム のぞみの家	鶴岡市北茅原町5-54	☎0235-25-8335 FAX 0235-25-8336	小中高生	

日中一時支援事業（つづき）

（タイムケア）

事業者名	所在地	連絡先	対象	備考
森のメグシィ	鶴岡市高坂字杉ヶ沢72-33	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	小中高校生	
キッズスクールメグシィ 日出教室	鶴岡市日出2丁目10-20	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	小中高校生	
エールメグシィ	鶴岡市ほなみ町1-3	☎0235-23-3583 FAX 0235-29-5023	小中高校生	

(日帰り短期入所)



Q.日帰り短期入所って？

A：障害者（児）を日中における一定時間（おおむね2時間以上）を障害者支援施設等に一時的に入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他の便宜を供与するものです。

事業者名	所在地	連絡先	対象
障害者支援施設 山形県 慈丘園	鶴岡市栢屋字天保恵10番地1	☎0235-35-1755 FAX 0235-35-1756	高校生 (その他要相談)
鶴岡市 ゆうあいプラザかたぐるま	鶴岡市ほなみ町3-2	☎0235-28-3136 FAX 0235-29-2294	高校生 (要相談)
福祉施設ドレミア	庄内町松陽三丁目1番地の4	☎0234-42-2455 FAX 0234-42-3855	小中高校生
障がい者支援施設 光風園	酒田市宮野浦三丁目21-28	☎0234-31-2266 FAX 0234-31-2267	児童全般（要相談）
国立病院機構山形病院	山形市行才126-2	☎023-684-5566 FAX 023-684-2519	主に重症心身障がい児 (就学前児童は要相談)
山形県立 鳥海学園	遊佐町藤崎字茂森14-178	☎0234-75-3334 FAX 0234-75-3872	幼児（3歳位から） 小・中・高

短期入所(ショートステイ)

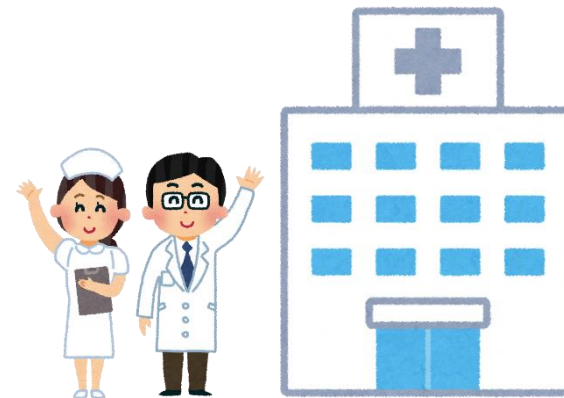
ご家族の病気や冠婚葬祭、旅行や休息など、一時的に家庭でお世話出来なくなったときに利用できる宿泊を伴うサービスです。

事業者名	所在地	連絡先	対象
障害者支援施設 山形県 慈丘園	鶴岡市柝屋字天保恵10番地1	☎0235-35-1755 FAX 0235-35-1756	高校生（その他要相談）
愛光園ショートステイセンター	鶴岡市藤沢字軽井沢68	☎0235-35-2399 FAX 0235-35-3775	幼児～大人
日本海総合病院短期入所事業所	酒田市あきほ町30	☎0234-26-2001 FAX 0234-31-7101	当院通院中の方。詳細はお問合せください。
山形県立 鳥海学園	遊佐町藤崎字茂森14-178	☎0234-75-3334 FAX 0234-75-3872	幼児（3歳位から） 小・中・高校生
障害者支援施設 山形県吹浦荘	遊佐町菅里字菅野南山21-14	☎0234-76-2516 FAX 0234-76-2518	高校生 （その他要相談）
福祉施設ドレミファ	庄内町松陽三丁目1-4	☎0234-42-2455 FAX 0234-42-3855	幼児～大人
国立病院機構山形病院	山形市行才126-2	☎023-684-5566 FAX 023-684-2519	主に重症心身障がい児（者） （医療型・医療型特定短期入所）

病院レスパイト

短期入所と同様に、ご家族の都合や休息をとってもらうことなどを目的として、病院が実施しています。利用にあたっては、事前に各病院とご相談ください。

事業者名	所在地	連絡先	備考
鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	☎0235-26-5111 FAX 0235-26-5156	詳細は荘内病院のホームページをご覧ください。
米沢市立病院	米沢市相生町6-36	☎0238-22-2613 FAX 0238-22-2624	8：45～16：45（日帰りのみ） 医療的ケアを必要とする 15歳以下のお子さんが対象 米沢市立病院の受診と登録が必要 利用を希望される場合は、事前に 地域医療連携室へご相談ください。



居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行います。

事業者名	所在地	連絡先	利用時間
ホームヘルプ温寿荘	鶴岡市榎代丁53-1	☎0235-43-2182 FAX 0235-43-2381	平日・土日祝日：7時～21時 12/29～1/3は除く
ホームヘルパーセンターともえ	鶴岡市北茅原町17-1	☎0235-35-0913 FAX 0235-35-0901	平日・土日祝日：7時～22時
ニチケアセンター鶴岡	鶴岡市若葉町23-38	☎0235-29-6889 FAX 0235-29-4120	9時～18時まで 上記以外の時間・年末年始については始要相談
ニチケアセンター鶴岡みさき	鶴岡市美咲町7-16	☎0235-29-0305 FAX 0235-29-0308	9時～18時まで 年末年始は除く 内容希望要相談
ニチケアセンター宝田	鶴岡市宝田三丁目10-45	☎0235-33-8527 FAX 0235-33-8528	9時～18時まで 年末年始は除く 内容希望要相談
鶴岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所	鶴岡市西新斎町14-26	☎0235-64-0301 FAX 0235-29-1781	平日・土日祝日：0時～24時 利用時間については要相談

移動支援



【移動支援事業】

・屋外での移動が困難な身体障害者等が円滑に外出する事が出来るよう、移動の為に支援を行います。

【利用出来る方】 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている市内に住所がある重度の方

《障害児の場合で移動支援の利用が認められる例》

- ①保護者が障害のある児童1名と障害のない児童1名を連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分に出来ないことから、介護補助してもらう場合。
- ②障害のある児童が、体格が良いうえに多動性や他害行為があり、保護者1人で付き添うことが難しい場合。

事業者名	所在地	連絡先	対象	利用時間
ホームヘルプ温寿荘	鶴岡市楳代丁53-1	☎0235-43-2182 FAX 0235-43-2381	年齢不問	平日・土日祝日 7:00~21:00 12/29~1/3は除く
ホームヘルパーセンターともえ	鶴岡市北茅原町17-1	☎0235-35-0913 FAX 0235-35-0901	年齢不問	平日・土日祝日 7:00~22:00
鶴岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所	鶴岡市西新斎町14-26	☎0235-64-0301 FAX 0235-29-1781	年齢不問	平日・土日祝日 8:00~18:00

有償運送・移送サービス

車イス利用者等、身体的理由により他の交通機関の利用が困難な方を対象に在宅での生活を支援するための有料の移送サービスです。

事業者名	所在地	連絡先	対象	備考
鶴岡市社会福祉協議会 「おおぞら号」	鶴岡市西新斎町14-26	☎0235-26-9222 FAX 0235-26-9128	障害児・者	運送対象： 鶴岡市在住の方 ただし通学は不可
生活協同組合 共立社 「コープくらしのたすけあいの会」	鶴岡市双葉町13-45	☎0235-25-9980 FAX 0235-25-9983	障害児・者	運送区域：庄内地域 (要相談) 通学は不可 ※車イス対応車両なし

訪問入浴



■事業内容

重度身体障害者（児）で自力又は介助のみでは入浴できない方のお宅に、移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。介助は通常3人（看護師又は准看護師と介護員）で行います。

■利用できる方

利用対象者は、長期に渡り臥床している本市在住の重度身体障害者（児）のうち医師から入浴を許可された方です。（介護保険適用の方を除く）

■利用1回あたりの利用者負担額は、本人及び扶養義務者の課税により決定します。

事業者名	所在地	連絡先	対象
鶴岡地区医師会 在宅サービスセンター	鶴岡市馬場町1-34	☎0235-28-1584 FAX 0235-28-1586	者・児 月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30 日・祝日休・8/13・12/29～1/3休
アースサポート鶴岡	鶴岡市末広町29-9	☎0235-23-7400 FAX 0235-23-7401	者・児 月～金 8:30～17:30 土・日休・12/30～1/3休
山形虹の会	鶴岡市民田字代家田100-1	☎0235-25-1131 FAX 0235-25-0810	者・児 月～土 9:00～17:00 日休・12/30～1/3休
株式会社日花里	酒田市みずほ2丁目 17番地3号B号	☎0234-25-5910 FAX 0234-25-5911	者・児 月～金 8:30～18:00 土・日休 8/13～8/15・12/30～1/3休

親の会・家族会について






” ”
**手をつなぐ
 親の会
 育成会**
 対象：知的障害 ” ”



羽黒地域
 羽黒町荒川前田元
 89番羽黒福祉センター内
 ☎62-4534
 FAX 62-5070

鶴岡地域
 ほなみ町3-2
 ゆうあいプラザかたぐるま内
 ☎ 28-3136
 FAX 29-2294

団体名	問い合わせ先	内容
日本自閉症協会 山形県支部 庄内親の会	ほなみ町3-2 ゆうあいプラザ かたぐるま内 ☎28-3136 FAX 29-2294 代表：五十嵐 賢治 (090-7336-1922)	自閉症の子を 持つ親の会
【温海地域】 かたつむりの会	鶴岡市温海戊577-1 温海庁舎 市民福祉課 ☎43-4613 FAX 43-4631	療育が必要な子を 持つ親の会
合同会社 Heart&Heart	代表：瀬尾 美穂 ☎090-7560-0315	《活動》 発達障害に 関する勉強会の開催、他 チャイルドコーチングとカウンセラーの 資格を持つ者が障害の有無に関わらず気 になるお子さんの相談も受けます。
発達障がい児・者親の会 アインシュタインの会	ほなみ町3-2 ゆうあいプラザ かたぐるま内 ☎28-3136 FAX 29-2294	会員以外でも参加できるおしゃ べりサロンや研修会を開催して います。詳細、お問い合わせは HPをご覧ください。⇒ 
とまり木つくる会	代表：菅原 晴美 ☎080-5562-8114  ☎LINE⇒ 	とまり木SALON 発達に不安のあるお子さん・グリー ゾーンのお子さんを持つ親御さんの ためのおしゃべりサロン
山形県 医療的ケア児者 ・重症児者の会 Faro～いあーろ～	事務局：山形市若宮4-5-11 合同会社ヴォーチェまなびの へやバンビーナ吉原内 ☎ 023-664-1735 FAX 023-664-1736	当事者やその家族、サポーターが集ま り、地域課題を出し合い、関係機関と 一緒に解決に向けて話し合ったり、情 報交換や交流会を行います。

10.生活に必要なもの



詳しくは・・・



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

☎0235-35-1273 (直通) (FAX 0235-25-9500)

もしくは 25-2111 (代表) 内線136・137

またはお近くの地域庁舎市民福祉課まで

■藤島庁舎 市民福祉課

☎0235-64-5806

■羽黒庁舎 市民福祉課

☎0235-26-8774

■櫛引庁舎 市民福祉課

☎0235-57-2116

■朝日庁舎 市民福祉課

☎0235-53-2115

■温海庁舎 市民福祉課

☎0235-43-4613

紙おむつ購入費助成



■利用できる方

次のすべての条件に該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳Aに該当する方 又はこれらと同程度の障害のある方で常時失禁状態にある寝たきりの方（施設入所されている方は対象外）
- ・上記の障害のある方の年齢が**3歳以上65歳未満**であること
- ・上記の障害のある方の属する世帯の生計中心者の前年分所得税額が6万円未満の方

■支給上限月額

生計中心者の市民税の課税、非課税と前年所得税額に応じて助成額が異なります。(2,000円～最大7,000円)

■申請手続き（ご利用までの流れ）

- ①紙おむつ等購入費助成事業利用登録申請書を提出します。
印鑑、身体障害者手帳または療育手帳をご持参ください。申請時に障害の状態など必要な事項をお伺いします。
- ②支給（または支給却下）決定通知書を送付いたします。
- ③配達事業所を決め、登録内容届出書、委任状を市役所福祉課または地域庁舎市民福祉課へ提出します。
- ④支給決定の場合、翌月から紙おむつが配達事業所より届けられます。
支給要件を喪失した場合は喪失した日の属する月までとなります。

【次のいずれかの事項に該当したときは届出または連絡が必要です】

- ・住所を変更したとき
- ・市外に転出するとき
- ・配達事業所を変更するとき
- ・障害のある方が施設等に入所したとき
- ・障害のある方が亡くなられたとき
- ・紙おむつの支給の必要がなくなったとき



助成内容
申請手続き等
については窓口まで
お問い合わせ
下さい。

補装具・日常生活用具

■利用できる方

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方 又は難病の指定を受けている方、特定疾患に該当する方で、市が給付・修理が必要と認めた方

■給付

補装具 … 身体上の障害を補い、日常生活を送りやすくするための補装具（車いす・座位保持いすなど）の購入と修理に係る費用の給付

日常生活用具 … 日常生活上の不便さを解消するための日常生活用具（入浴補助用具・特殊マットなど）の購入に係る費用の給付

※どちらも世帯の課税状況に応じて、費用の自己負担があります。

■申請手続き

事前に申請が必要です。

必要書類など詳しくはお問い合わせください。

※すでに購入・修理後の申請は、支給対象外になります。



障害者扶養共済制度



障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一の事(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

■加入者(保護者)の要件

- 1 お申込みをされる都道府県・指定都市に住所があること
- 2 加入時の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- 3 特定の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
健康状態によってはご加入いただけない場合があります。
- 4 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

■制度の特色

- 都道府県が条例に基づき実施している**任意加入**の制度です。
- 加入者が死亡または重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯に渡って支給されます。
- 加入者(保護者)が都道府県に支払う掛金全額が所得控除の対象となります。
- 障害のある方が受け取る年金について所得税及び地方税がかかりません。
生活保護を受給されても収入認定されません。

「障害のある方」の範囲

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方(年齢制限なし)

- (1) 知的障害
- (2) 身体障害者手帳1級から3級
- (3) 精神または身体に永続的な障害がある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)でその障害の程度が(1)(2)と同程度と認められる方

掛金月額・年金支給について
詳細はお問合せください。



申請・相談窓口



鶴岡市福祉課障害福祉係

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号

☎0235-35-1273(直通)

もしくは 25-2111 内線136・137
(FAX 0235-25-9500)

11.災害に備えて



H29.11.28に鶴岡市障害者地域自立支援協議会こども部会で、支援が必要なお子さんのご家族、関係機関の皆様からお集まりいただき、「支援が必要な子どものための『うちの防災』について」の学習会と情報交換会を開催しました。災害には、地震や津波の他にも様々な災害があり、どのような災害があるかを学びました。その中で、障害特性に合った非常持ち出し袋の中身をグループワークで検討し、まとめましたので、掲載いたします。家庭でできる備えのために、参考にいただければ幸いです。

◎いつも必ず入れておく物

- 水 非常食 紙食器 はし
- ラップ 懐中電灯 ラジオ
- 笛 携帯電話の充電器 はさみ
- ライター ろうそく 軍手
- 消毒薬 脱脂綿 ガーゼ
- 絆創膏 マスク 包帯 三角巾
- 常備薬 持病薬 歯ブラシ
- ウェットティッシュ タオル
- トイレットペーパー 布粘着テープ
- ポリ袋 現金(10円玉多め)
- 家族写真 連絡先リスト
- 筆記用具(油性ペン) 新聞紙
- ホッカイロ 虫よけスプレー

◎うちの子に必要な物

- 緊急連絡先などが記載してあるメモ
- お薬手帳の写し
- 紙おむつ
- お気に入りのおもちゃなどの安心グッズ
(絵本、漫画、ぬいぐるみ 等)
- お絵かきセット
- ヘッドフォン(耳栓)
- 大きな布(包む、しきり、おんぶに使える)
- プチプチシート(遊べる、クッション代用)
- おんぶひも
- お気に入りのお菓子や飲み物
- お気に入りのふりかけ
- 医療用ミルク
- 離乳食 ソフト食 アレルギー対応食
- アイマスク

◎新型コロナウイルス感染予防のために

- 手指消毒液 予備マスク 体温計 ハンドソープ・石けん 上履き(スリッパ・靴下など)

子ども版障害福祉のしおり

令和7年1月発行
鶴岡市障害者地域自立支援協議会